

第 3 回常陸大宮市議会定例会議案

令和 6 年 9 月 3 日

常 陸 大 宮 市

○目次

報告第13号	専決処分の報告について (常陸大宮市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例)	P1
報告第14号	市が出資している法人の経営状況を説明する書類の提出について	P5
報告第15号	令和5年度決算に基づく健全化判断比率について	P7
報告第16号	令和5年度決算に基づく資金不足比率について	P9
報告第17号	債権の放棄について	P11
議案第47号	令和5年度常陸大宮市一般会計歳入歳出決算の認定について	P13
議案第48号	令和5年度常陸大宮市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について	P15
議案第49号	令和5年度常陸大宮市公営墓地特別会計歳入歳出決算の認定について	P17
議案第50号	令和5年度常陸大宮市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について	P19
議案第51号	令和5年度常陸大宮市戸別浄化槽整備事業特別会計歳入歳出決算の認定について	P21
議案第52号	令和5年度常陸大宮市温泉事業特別会計歳入歳出決算の認定について	P23
議案第53号	令和5年度常陸大宮市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について	P25
議案第54号	令和5年度常陸大宮市上水道事業会計利益の処分及び決算の認定について	P27
議案第55号	令和5年度常陸大宮市下水道事業会計利益の処分及び決算の認定について	P29
議案第56号	常陸大宮市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	P31
議案第57号	常陸大宮市国民健康保険条例の一部を改正する条例	P35
議案第58号	那珂地方公平委員会規約の変更について	P39
議案第59号	市道路線の認定について	P43
議案第60号	市道路線の変更について	P51

議案第61号	令和6年度常陸大宮市一般会計補正予算(第3号)	別冊
議案第62号	令和6年度常陸大宮市介護保険特別会計補正予算(第1号)	別冊

報告第 13 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、別紙（令和 6 年専決第 16 号）のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 6 年 9 月 3 日

常陸大宮市長 鈴木 定幸

専決第 16 号

専決処分書

常陸大宮市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例を地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和 6 年 8 月 21 日

常陸大宮市長 鈴木 定幸

（専決処分を行う理由）

東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の厚生労働省関係規定の施行等に関する政令（平成 23 年政令第 131 号）の一部が改正されたことに伴い、本条例を制定することについて、市長の専決処分事項について（令和 3 年常陸大宮市議会議決）第 1 号の規定により、専決処分するものです。

常陸大宮市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例

常陸大宮市災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和49年大宮町条例第19号）の一部を次のように改正する。

附則第3項中「第14条第1項」を「第13条第1項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

報告第 1 4 号

市が出資している法人の経営状況を説明する書類の提出について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 3 条の 3 第 2 項及び常陸大宮市の出資法人への関わり方の基本的事項を定める条例（令和元年常陸大宮市条例第 2 7 号）第 4 条第 2 項の規定に基づき、市が出資している法人の経営状況を説明する書類を別冊のとおり提出する。

令和 6 年 9 月 3 日

常陸大宮市長 鈴木 定幸

報告第 15 号

令和 5 年度決算に基づく健全化判断比率について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 19 年法律第 94 号）第 3 条第 1 項の規定により、令和 5 年度決算に基づく健全化判断比率を、別冊監査委員の意見を付けて報告する。

令和 6 年 9 月 3 日

常陸大宮市長 鈴木 定幸

令和5年度決算に基づく健全化判断比率報告書

(単位：％)

実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
—	—	9.0	27.9
(12.87)	(17.87)	(25.0)	(350.0)

備考

- 1 実質赤字額又は連結実質赤字額がない場合及び実質公債費比率又は将来負担比率が算定されない場合は、「—」を記載している。
- 2 括弧内は、常陸大宮市に係る早期健全化基準を記載している。

報告第 16 号

令和 5 年度決算に基づく資金不足比率について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 19 年法律第 94 号）第 22 条第 1 項の規定により、令和 5 年度決算に基づく資金不足比率を、別冊監査委員の意見を付けて報告する。

令和 6 年 9 月 3 日

常陸大宮市長 鈴木 定幸

令和5年度決算に基づく資金不足比率報告書

特別会計の名称	資金不足比率 (%)	経営健全化基準 (%)
上水道事業会計	—	20.0
下水道事業会計	—	20.0
戸別浄化槽整備事業特別会計	—	20.0

備考

資金不足比率がない（算定されない）場合は、「—」を記載している。

報告第 17 号

債権の放棄について

常陸大宮市債権管理条例（令和 4 年常陸大宮市条例第 19 号）第 15 条第 1 項の規定により、次のとおり非強制徴収債権を放棄したので、同条第 2 項の規定により報告する。

債権の名称	件数	金額	放棄した事由 (債権管理条例第15条 第 1 項の該当規定)	債権放棄日
水道料金	95件	3,424,230円	第 6 号(消滅時効)	令和6年3月31日
戸別浄化槽使用料	1件	7,480円	第 5 号(相続放棄)	令和6年3月31日
合計	96件	3,431,710円		

令和 6 年 9 月 3 日

常陸大宮市長 鈴木 定幸

議案第 4 7 号

令和 5 年度常陸大宮市一般会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 3 3 条第 3 項の規定により、令和 5 年度常陸大宮市一般会計歳入歳出決算を、別冊監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 6 年 9 月 3 日提出

常陸大宮市長 鈴木 定幸

議案第 4 8 号

令和 5 年度常陸大宮市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 3 3 条第 3 項の規定により、令和 5 年度常陸大宮市国民健康保険特別会計歳入歳出決算を、別冊監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 6 年 9 月 3 日提出

常陸大宮市長 鈴木 定幸

議案第 4 9 号

令和 5 年度常陸大宮市公営墓地特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 3 3 条第 3 項の規定により、令和 5 年度常陸大宮市公営墓地特別会計歳入歳出決算を、別冊監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 6 年 9 月 3 日提出

常陸大宮市長 鈴木 定幸

議案第 5 0 号

令和 5 年度常陸大宮市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 3 3 条第 3 項の規定により、令和 5 年度常陸大宮市介護保険特別会計歳入歳出決算を、別冊監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 6 年 9 月 3 日提出

常陸大宮市長 鈴木 定幸

議案第 5 1 号

令和 5 年度常陸大宮市戸別浄化槽整備事業特別会計歳入歳出決算の認定
について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 3 3 条第 3 項の規定により、令和 5 年度常陸大宮市戸別浄化槽整備事業特別会計歳入歳出決算を、別冊監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 6 年 9 月 3 日提出

常陸大宮市長 鈴木 定幸

議案第 5 2 号

令和 5 年度常陸大宮市温泉事業特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 3 3 条第 3 項の規定により、令和 5 年度常陸大宮市温泉事業特別会計歳入歳出決算を、別冊監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 6 年 9 月 3 日提出

常陸大宮市長 鈴木 定幸

議案第 5 3 号

令和 5 年度常陸大宮市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 3 3 条第 3 項の規定により、令和 5 年度常陸大宮市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算を、別冊監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 6 年 9 月 3 日提出

常陸大宮市長 鈴木 定幸

議案第 5 4 号

令和 5 年度常陸大宮市上水道事業会計利益の処分及び決算の認定について

地方公営企業法（昭和 2 7 年法律第 2 9 2 号）第 3 2 条第 2 項の規定により、令和 5 年度常陸大宮市上水道事業剰余金処分計算書のとおり利益の処分をすることについて議会の議決を求めるとともに、同法第 3 0 条第 4 項の規定により、令和 5 年度常陸大宮市上水道事業会計決算を、別冊監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 6 年 9 月 3 日提出

常陸大宮市長 鈴木 定幸

議案第 55 号

令和 5 年度常陸大宮市下水道事業会計利益の処分及び決算の認定について

地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 32 条第 2 項の規定により、令和 5 年度常陸大宮市下水道事業剰余金処分計算書のとおり利益の処分をすることについて議会の議決を求めるとともに、同法第 30 条第 4 項の規定により、令和 5 年度常陸大宮市下水道事業会計決算を、別冊監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 6 年 9 月 3 日提出

常陸大宮市長 鈴木 定幸

議案第 5 6 号

常陸大宮市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例
の一部を改正する条例

常陸大宮市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一
部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和 6 年 9 月 3 日提出

常陸大宮市長 鈴木 定幸

(提案理由)

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成 2 6 年厚生労働省令第
6 1 号）の一部改正に伴い、満 3 歳以上の児童に係る保育士・保育従事者の配
置基準を見直すため、本条例を提案するものです。

常陸大宮市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例
の一部を改正する条例

常陸大宮市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 26 年常陸大宮市条例第 22 号）の一部を次のように改正する。

第 29 条第 2 項第 3 号中「20 人」を「15 人」に改め、同項第 4 号中「30 人」を「25 人」に改める。

第 31 条第 2 項第 3 号中「20 人」を「15 人」に改め、同項第 4 号中「30 人」を「25 人」に改める。

第 44 条第 2 項第 3 号中「20 人」を「15 人」に改め、同項第 4 号中「30 人」を「25 人」に改める。

第 47 条第 2 項第 3 号中「20 人」を「15 人」に改め、同項第 4 号中「30 人」を「25 人」に改める。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 57 号

常陸大宮市国民健康保険条例の一部を改正する条例

常陸大宮市国民健康保険条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和 6 年 9 月 3 日提出

常陸大宮市長 鈴木 定幸

（提案理由）

国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号）の一部改正に伴い、常陸大宮市国民健康保険条例（昭和 41 年大宮町条例第 12 号）の一部を改正する必要性が生じたため、本条例を提案するものです。

常陸大宮市国民健康保険条例の一部を改正する条例

常陸大宮市国民健康保険条例(昭和41年大宮町条例第12号)の一部を次のように改正する。

第20条中「第9項」を「第5項」に、「若しくは虚偽」を「又は虚偽」に改め、「又は同条第3項若しくは第4項の規定により被保険者証の返還を求められてこれに応じない場合」を削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年12月2日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日前にした行為及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（令和6年政令第260号）第9条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの条例の施行の日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

議案第 58 号

那珂地方公平委員会規約の変更について

那珂地方公平委員会規約（昭和 44 年公平委員会規約第 1 号）を別紙のとおり変更することについて、関係地方公共団体と協議するため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 7 第 3 項において準用する同法第 252 条の 2 の 2 第 3 項本文の規定により、議会の議決を求める。

令和 6 年 9 月 3 日提出

常陸大宮市長 鈴木 定幸

（提案理由）

那珂地方公平委員会の事務局を那珂市から東海村に変更することに伴い、那珂地方公平委員会規約を変更することについて、関係団体と協議するため、提案するものです。

那珂地方公平委員会規約の一部を変更する規約

那珂地方公平委員会規約（昭和44年公平委員会規約第1号）の一部を次のように変更する。

第3条第1項中「那珂市長」を「東海村長」に改め、同条第2項中「那珂市」を「東海村」に改める。

第4条第1項中「那珂市福田1, 819番地5那珂市役所内」を「那珂郡東海村東海三丁目7番1号東海村役場内」に改め、同条第3項中「那珂市」を「東海村」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規約は、令和6年10月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規約の施行の際、変更前の那珂地方公平委員会規約の規定により那珂市長が選任した公平委員会の委員は、この規約による変更後の那珂地方公平委員会規約の相当規定に基づいて、東海村長が選任したものとみなす。

議案第 59 号

市道路線の認定について

市道路線を下記のとおり認定するので、道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 8 条第 2 項の規定により、議会の議決を求める。

記

路線名	起点	終点	延長 (m)	幅員 (m)
11224 号線	上町 922 番 2 地先	上町 922 番 3 地先	53.02	4.20～ 7.41
21731 号線	東富町 454 番 12 地先	東富町 450 番 14 地先	70.85	6.11～ 10.51
40176 号線	鷺子字西目 1916 番 1 地先	鷺子字中島 2031 番 1 地先	370.60	7.90～ 15.97

令和 6 年 9 月 3 日提出

常陸大宮市長 鈴木 定幸

（提案理由）

新たに路線を認定し、公共の用に供するものです。

認定路線位置図



認定路線図



認定路線位置図



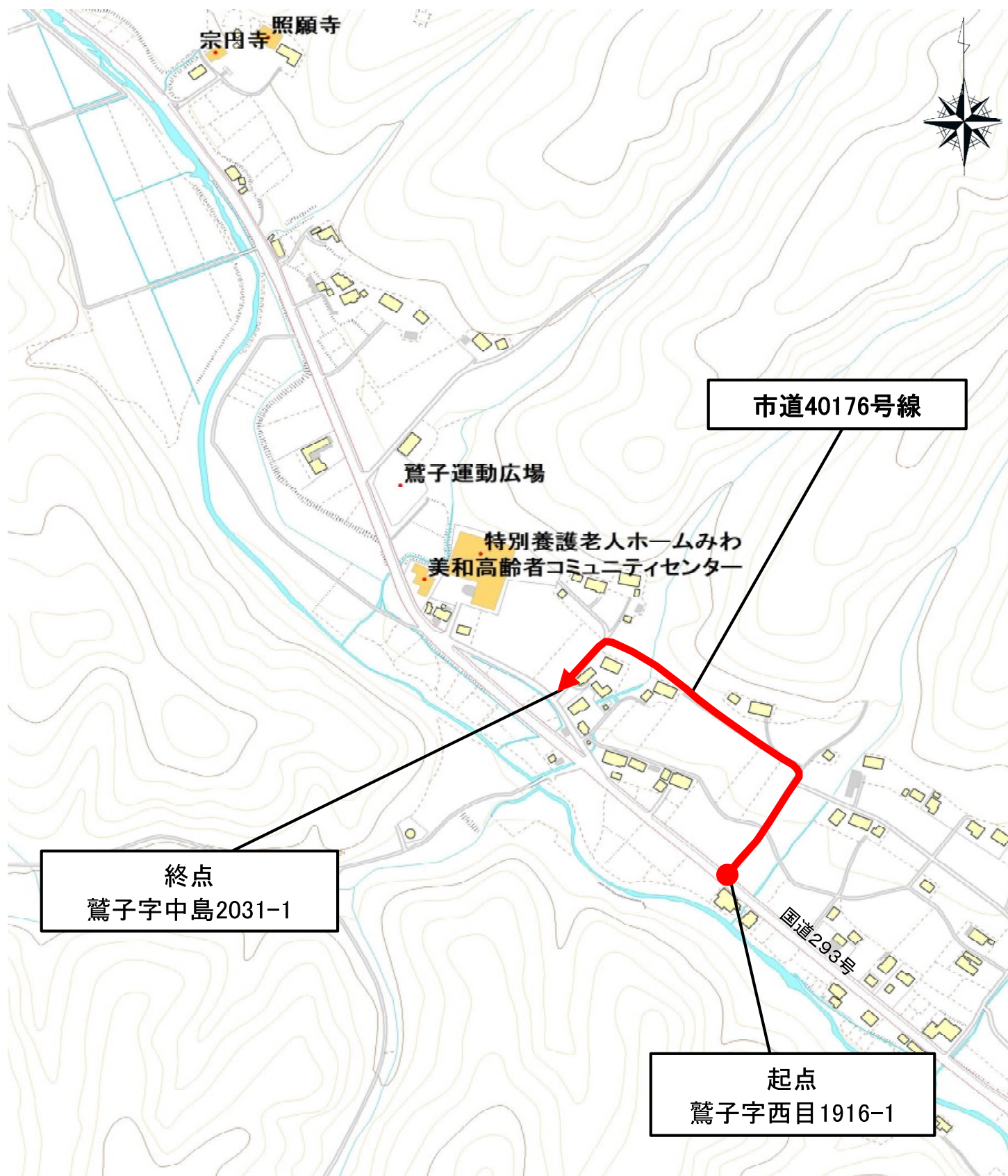
認定路線図



認定路線位置図



認定路線図



議案第 6 0 号

市道路線の変更について

市道路線を下記のとおり変更するので、道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 1 0 条第 3 項において準用する同法第 8 条第 2 項の規定により、議会の議決を求める。

記

路線名	旧新別	起点	終点	延長 (m)	幅員 (m)
40018 号線	旧	鷺子字中島 2027 番 3 地先	鷺子字中島 2025 番 1 地先	115. 47	6. 30～ 12. 30
	新	鷺子字中島 2027 番 2 地先	鷺子字中島 2025 番 1 地先	55. 49	6. 30～ 12. 59

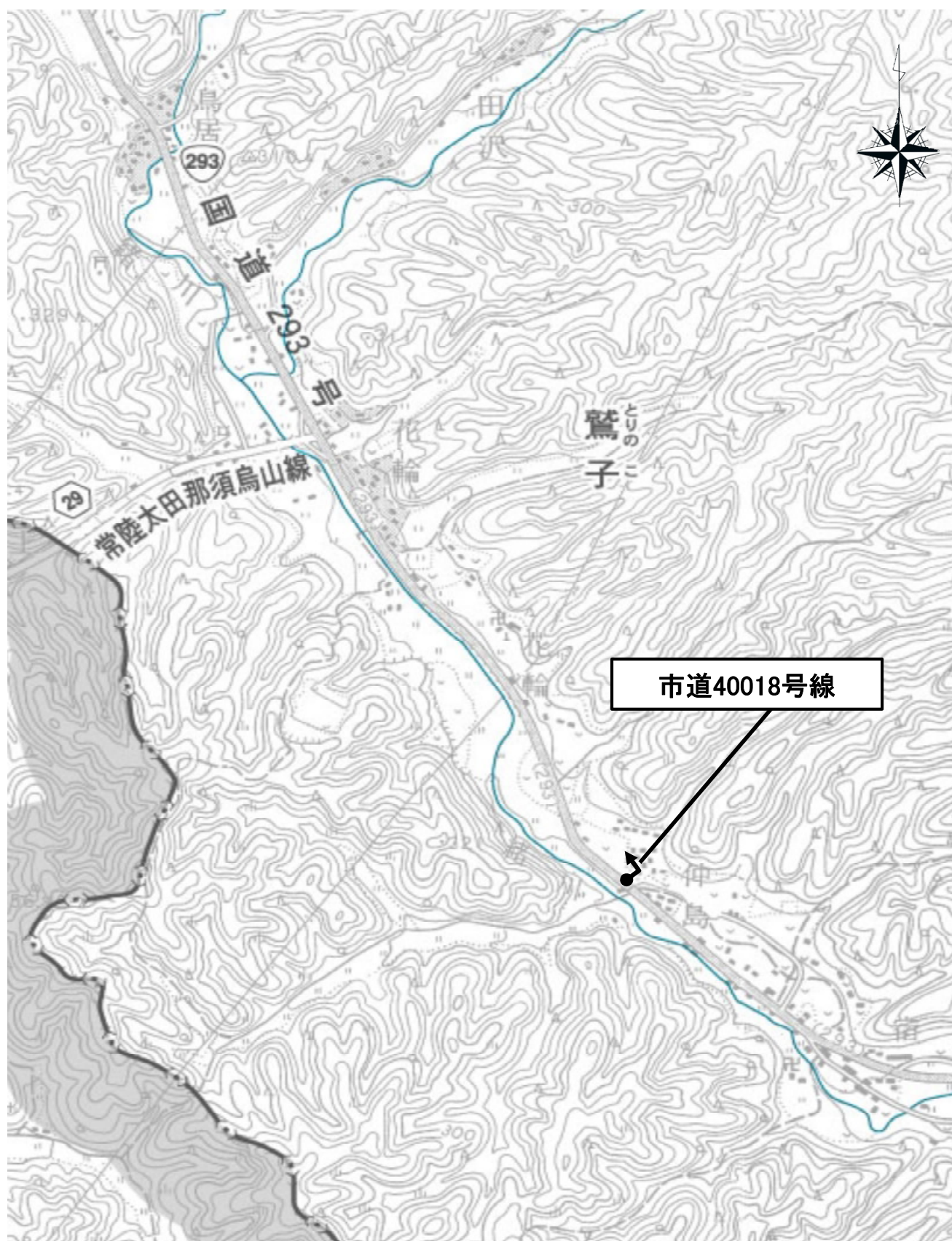
令和 6 年 9 月 3 日提出

常陸大宮市長 鈴木 定幸

（提案理由）

市道 40176 号線新設工事に伴い、市道を短縮するものです。

変更路線位置図



変更路線図

